

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

平成 3 年 10 月 22 日	制 定	平成 12 年 1 月 20 日	一部改正
平成 6 年 1 月 28 日	一部改正	平成 14 年 1 月 31 日	一部改正
平成 7 年 2 月 21 日	一部改正	平成 20 年 3 月 25 日	一部改正
平成 8 年 8 月 28 日	一部改正	平成 29 年 3 月 27 日	全部改正

(目 的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条及び第 25 条に定める役員及び評議員の報酬並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則における役員とは、理事及び監事を言い、役員等とは、役員、評議員、顧問、評議員選任・解任委員会委員及び委員会委員の他、これらに準ずる本会関係者を言う。

(役員報酬)

第 3 条 役員報酬はこれを支給しない。

2 定款第 28 条に定める専決等の権限を有する会長には、会長たる職務の執行に対する報酬として月額 30,000 円を支給することができる。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が本会業務のために会議に出席又は旅行した場合、及び会長の指示又は理事会の委任を受け、役員等に関する職務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

- (1) 市内日当 500 円
- (2) 市外道内日当 2,600 円
- (3) 市外道外日当 3,000 円

2 前項に規定する費用弁償のほか、本会旅費規程に基づく交通費等実費相当額及び旅費を支払うことができる。

(公 表)

第 5 条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規則の改廃は、評議員会の決議を得なければならない。

(委 任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会に諮り会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 7 年 2 月 21 日から施行する。

この規則は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 14 年 1 月 31 日から施行する。

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会役員等費用弁償規則（平成 3 年）は廃止する。

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。